

地域における取組の重要性

●少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

Ⅲ 重点課題

(5) 地域の実情に即した取組を強化する。

少子化の状況や原因は、都市と地方など「地域」により異なる。また、結婚、妊娠・出産、子育ては、人々の暮らしそのものでもある。

実効性のある少子化対策を進める上で重要なことは、地域が少子化対策の主役になるという視点を持ち、地域の実情に即した取組を進めていくことである。

●令和元年度内に策定を予定している新たな大綱に向けた検討でも、有識者から、**結婚・出産・子育てしやすい環境の整備など、地域の実情に応じたきめ細かな取組の重要性が指摘されている**

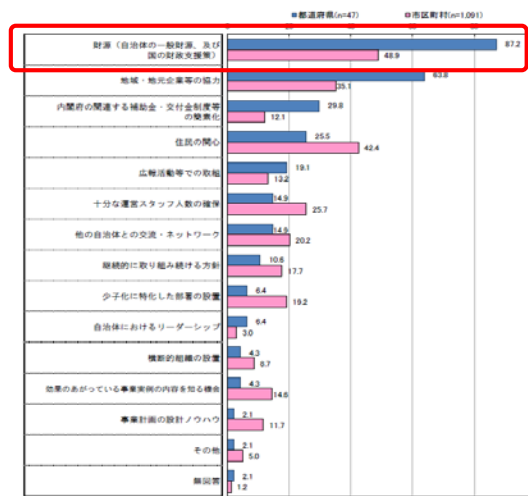
地域の取組に当たっての課題

- 結婚に対する取組を進めるにあたり不可欠なもの
- 妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に不可欠なもの

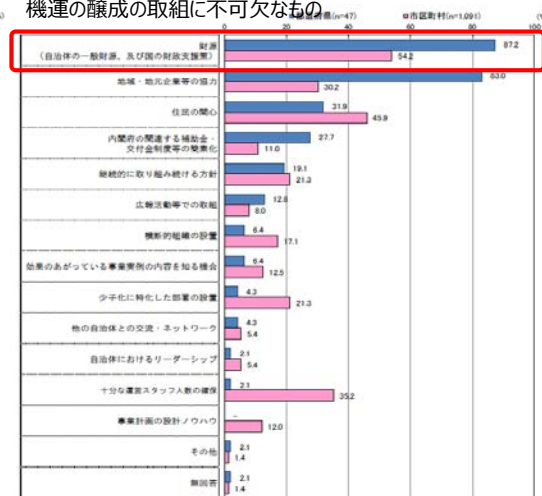


いずれも、都道府県・市区町村とも「**財源**(自治体の一般財源、及び国の財政支援策)」がトップ

結婚に対する取組を進めるにあたり不可欠なもの



妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に不可欠なもの



資料出所: 地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査報告書(平成29年度内閣府委託事業)

地域の実情に応じた少子化対策の取組を促進するため、**地域少子化対策重点推進交付金により支援**

地域少子化対策重点推進交付金

令和2年度当初予算案 9.5億円・令和元年度補正予算案 11.5億円

事業の目的

- 地方自治体における「結婚に対する取組」「子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に不可欠なものの第一位は「財源」(*)。
- この課題に対応するため、地方自治体が行う結婚支援や子育てに温かい社会づくり・機運醸成等の少子化対策事業について、**地域の実情や課題に応じた取組を財政的に支援。** ※地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査報告書（平成29年度内閣府委託事業）より

事業の内容

（１）地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う以下のような取組に係る費用を支援。

- **結婚に対する取組**
 - ・結婚支援センターの運営、出会いの機会・場の提供
 - ・結婚支援ボランティアの育成・ネットワーク化
 - ・複数の自治体による結婚支援の取組 等
- **結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組**
 - ・中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー
 - ・乳幼児とのふれあい体験
 - ・男性の家事・育児参画促進のための講座・セミナー
 - ・結婚・子育て応援パスポートの作成
 - ・複数の自治体による機運醸成の取組
 - ・「結婚新生活支援事業」の周知広報 等

補助率	1/2又は2/3
実施主体	都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。）

（２）結婚新生活支援事業

地方自治体が行う、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援。

○補助要件等

交付上限額	1世帯当たり30万円
補助率	1/2
対象世帯	夫婦共に34歳以下かつ夫婦の合計所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

* 地方自治体において、独自要件を追加することも可能

スケジュール

- ・令和2年度執行分に係る自治体からの計画協議 **～1/27**
（※年度途中の交付申請も随時受付）